

## 第56期 滋賀地方最低賃金審議会

### 令和6年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和7年3月6日 16時00分～16時33分   |
| 開催場所 | 滋賀労働局 共用会議室  |
| 出席状況 | 公益代表委員            3人（定数5人）<br>労働者代表委員        4人（定数5人）<br>使用者代表委員        5人（定数5人）<br>事務局                    5人  |
| 出席者  | 公益代表委員        木下康代 片山 聡 平井建志<br>労働者代表委員     相澤三千代 榎並典朗 大江彰宏 大西省三<br>使用者代表委員     川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野透<br>事務局                多和田治彦労働局長 中井正和労働基準部長<br>足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官<br>山下莉歩労働基準監督官  |
| 主要議題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定（産業別）最低賃金について<br/>               滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について<br/>               令和7年度滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について</li> <li>・最低賃金審議会の運営等について<br/>               令和7年度の審議日程（案）について<br/>               令和7年度の実地視察について<br/>               令和7年度第1回滋賀地方最低賃金審議会の公開について</li> </ul> |
| 議事録  | 別紙のとおり。  |

○事務局（足立）

それでは、ただ今から、「第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の計12名のご出席です。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。なお、公益代表委員の石井委員、佐野委員、労働者代表委員の松井委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいています。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことを報告いたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、ここからの議事進行は、平井会長にお願いします。

○平井会長

こんにちは。

お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、最初に本日の資料について、事務局から説明してください。

○事務局（平沢）

それでは、資料につきまして説明させていただきます。詳細は追って説明させていただきます。

1ページ、資料No.11は、滋賀地方最低賃金審議会委員名簿です。松井委員の就任に伴う変更となります。

3ページ、資料No.2は、「2025年度（令和7年度）滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明」となっております。

5ページ、資料No.3は、「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・労働者数」となっております。

7ページ、資料No.4は、「令和6年度滋賀地方最低賃金審議会開催状況」となっております。

9ページ、資料No.5は、「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」となっております。

11ページ、資料No.6は、「令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程（案）」となっ

ております。

13 ページ、資料No.7は、「今年度の最低賃金周知広報用資料（リーフレット）」です。滋賀県最低賃金と特定（産業別）最低賃金を併記して掲載したもので、滋賀労働局におきまして作成したものとなっております。

これらのリーフレットや同じ図柄のポスターを滋賀県及び県内の各市町、各商工会議所・商工会などの関係団体のほか図書館、市民ホール、道の駅など多くの県民の目に触れる場所等に配布するなどして、改正された最低賃金の周知を図ったところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

#### ○平井会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題（1）「特定（産業別）最低賃金について」です。

まず、「令和6年度滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について」ですが、今年度の4件の滋賀県特定（産業別）最低賃金に係る審議は、令和6年10月21日から31日にかけて答申を行い、異議申出もなかったことから、12月31日から発効しており、全ての審議が終了しています。

したがって、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第10条第1項の規定に基づき、今年度の4件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

#### ○各委員

〔異議なしの声〕

#### ○平井会長

それでは、今年度設置しました4件の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止します。

#### ○平井会長

次に、「令和7年度 滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について」です。資料No.2のとおり労働者側から6件の滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありましたので、労働者側からご説明をお願いします。

#### ○相澤委員

それでは、資料3ページでございます。

去る令和7年2月21日に、滋賀労働局長と平井会長に滋賀県（特定）産業別最低賃金改正等の意向表明をさせていただきました。

内容については、資料の4ページでございますけれども、令和7年度につきましては、令和6年度に審議をいただきました、窯業・土石、一般機械、精密電気、自動車・同附属に加えて、かねてから、なかなか合意に至っておりませんが、引き続き新繊維並びに各種商品小売を含めた6業種、こちらを令和7年度改正に向けた意向表明をさせていただきたいと思っております。

とりわけ、新繊維及び各種商品小売については、労働協約ケースでの申出をしたいとの意向を持っております。

特定（産業別）最賃の必要性につきましては、産業ごとの特徴を反映するために基幹的労働者として、各産別の事情に合った賃金水準を確保することによって、産業の健全な成長につなげる、また、地域の経済の発展に寄与し、経済全体のバランスを保つために重要だと思っております。

今回について、労働協約では新繊維、各種商品小売業、精密電気、公正競争では窯業・土石、一般機械、自動車・同附属品という形で意向表明とさせていただきます。また、新繊維と各種商品小売については意見陳述する場として参考人招致をさせていただきたいと思っております。これについても令和7年度にお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○平井会長

ただ今、労働者側から、令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありました。

今回、意向表明された6件について、資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（平沢）

それでは説明させていただきます。

資料No.3は、「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・労働者数」となっております。

特定（産業別）最低賃金の適用使用者数・労働者数の確認にあたりましては、総務省が実施する「経済センサス」の最新の結果に基づいて確認するというところになっており、現時点での最新のものである令和3年センサスの結果をもとに、令和6年度に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」で得ました各産業別最低賃金の適用除外労働者数から推算した適用除外労働者数を除く形で算出しております。

この適用労働者数につきましては、特定（産業別）最低賃金の申出要件である定量的要件の基準となる数字ということとなります。

数字の変動について補足しますと、基礎調査の対象事業場は毎年異なる事業場が選定され、昨年と比較して適用除外労働者数が少ない等の結果が出たとしても、その数字を全体の結果

として推算しております。回答する事業場のサンプルによって毎年一定の影響が数字に出てくるものとなります。

○平井会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

〔質問等なし〕

○平井会長

労働者側から6件の特定（産業別）最低賃金改正に係る意向表明があったことについて、使用者側からご意見等があれば、お願いします。

○西田委員

今、6業種の改正に係る意向表明をいただきました。正式に申出があった段階で、使用者側としても真摯に検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○平井会長

ただ今の使用者側の意見につきまして、労働者側から何かありますか。

○相澤委員

現時点での意向表明ですので、正式に申出をした後に真摯に検討するとの意見をいただきましたので、その場で真摯に協議させていただければと思います。

○平井会長

先ほど、労働者側から特別検討小委員会で、参考人を参加させたいというご意見がありましたが、これについて、事務局から何かありますか。

○事務局（足立）

参考人の参加については、来年度の審議会で審議・決定していただくこととなりますが、今年度と同様に、令和7年度の特定（産業別）最低賃金改正に係る申出後に、参考人の「推薦書」と「同意書」を、事務局に提出していただくこととなります。

○平井会長

それでは、次の議題、(2)「最低賃金審議会の運営について」です。  
まず、「令和7年度の審議日程（案）について」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（足立）

令和7年度の日程（案）については、資料No.6、11 ページを参照願います。こちらは第57期令和7年度滋賀地方最低賃金審議会でご審議いただく議題となりますが、会場確保等の都合もありますので、56期委員でご確認、あるいはご意見を頂戴できればと思いますので、よろしく願います。

先ず、日程(案)の基本的な考え方についてご説明します。現時点で中賃の目安答申日が未定ですが、7月31日（木）までに目安答申がなされると仮定して日程を組んでおります。

目安答申が8月にずれ込むことになれば、目安伝達を行う第2回の本審、その後の専門部会、答申を行う第3回本審、第4回の異議審が順次、ずれ込むこととなります。6月前後までには、中賃の目安答申日が示されますので、それが8月にずれ込むことになれば、変更の日程をお示しさせていただきます。なお、目安答申日が7月中であれば、本資料の日程で進めさせていただきたいと考えております。

また、滋賀県特定（産業別）最低賃金の審議日程は、令和7年12月年内の発効を目指した日程としています。

委員の皆様の日程確保及び会場確保の都合上、特定(産業別)最低賃金専門部会の日程を仮に資料のとおり示させていただきましたが、特定最賃の専門部会委員が決まり次第、あらためて日程調整を行ったうえで、8月上旬には確定させたいと考えております。

特定最賃の専門部会の日程決定の基本方針としましては、1回目、2回目、3回目を1週間以上開けて開催すること、3回目は10月第4週・第5週とし、全委員が出席可能な日とすることで調整していきたいと考えております。

なお、仮に特賃は4件のみの記載としましたが、専門部会の設置が4件を超える場合は、日程の組み換えを行いたいと思います。

また、日付の前に赤色の四角印があるものは、改定最賃額の早期発効の観点から、遅くともこの日に開催しなければならない日となります。赤色の米印はできるだけこの日で実施したいと考えている日程です。緑色文字は、特定（産業別）最低賃金改正に係る“意向表明”及び“申出”のおおよその日程ですので、労働者側は、ご確認をお願いします。青色文字は、事務局側の手続きですので、委員の皆様には無視していただいて結構です。

## ○平井会長

令和7年度の審議日程（案）ですが、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

〔質問・意見なし〕

## ○平井会長

特に質問等はないようですので、中賃の答申日程が8月にずれ込む場合は、変更する場合

がありますが、7月中に答申が出されれば、この日程（案）を第57期令和7年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

○平井会長

次に、令和7年度の実地視察について、事務局から説明してください。

○事務局（足立）

実地視察について、令和4年度は、滋賀県最低賃金を主眼とした視察を1か所半日実施し、令和5年度・6年度は特定（産業別）最低賃金を主眼とした実地視察を1か所半日実施しました。

令和7年度も今年度と同じく、特定最賃の合同専門部会の前後に実地視察を計画したいと思います。視察事業場数につきましては、事業場のご協力を得ることが難しく、日程的にも厳しいこともあり、1～2事業場が限界かなと考えております。

事業場の選定に当たりましては、労働者側委員及び使用者側委員の皆様からご紹介いただけないか、ご検討よろしく願いいたします。

実施方法は、今年度と同様、現地集合・現地解散で、公労使事務局、各2～3名の10名前後で実施したいと考えております。

○平井会長

ただいま、事務局から実地視察について説明がありました。質問・意見等は、ございますか。

〔質問・意見なし〕

○平井会長

特に異議はありませんでしたので、事務局（案）を第57期令和7年第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

○平井会長

次に、令和7年度第1回滋賀地方最低賃金審議会の公開、傍聴の可否についてです。事務局は、説明してください。

○事務局（足立）

令和7年度の第1回目の滋賀地方最低賃金審議会の公開のうち傍聴の可否は、当該審議会の開催前に傍聴希望者の公示を行いますので、本日の審議会で決定しておく必要がございます。

令和6年度は皆さまご存じのとおり、公開で審議をしております。  
傍聴の可否について、いかに取り計らうか、ご審議をよろしく申し上げます。

○平井会長

委員の皆さま、いかがでしょうか。

○西田委員

例年どおり公開でよいと思います。

○平井会長

そのほか、意見等はございませんか。

[意見等なし]

ないようですので、令和7年度第1回滋賀地方最低賃金審議会は、公開、傍聴可といたします。事務局は、「傍聴取扱要領」に基づき、公開の手続きをお願いします。

○平井会長

次は、議題(3)「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

[発言なし]

事務局から何かありますか。

○事務局(足立)

特にありません。

○平井会長

それでは、最後に、局長からご挨拶があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○事務局(多和田)

今年度最後の滋賀地方最低賃金審議会におきまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、この1年間、ご多忙のところ、滋賀県最低賃金及び滋賀県特定(産業別)最低賃金の改定につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

今年度を振り返りますと、地賃につきましては、A、B、Cの3ランク一律の目安額となり、中賃において過去最高となる目安額の答申となりました。

例年以上の猛暑の中、皆様には連日ご審議いただき、滋賀県最低賃金は過去最高50円の引上げとなり、予定どおり10月1日発効することができました。

また、4件の滋賀県特定最低賃金の審議につきましても非常にタイトなスケジュールの中で集中的なご審議をいただき、46円から47円の引上げで結審され、こちらも無事、年内に発効することができました。

委員のみなさまには、真摯かつ丁寧なご審議を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日をもちまして、今年度の全ての審議が終了することとなりますが、11月22日に閣議決定された「経済総合対策における賃上げのための政府取組」においては、「2020年代に最低賃金の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」とされており、最低賃金の引上げが、令和7年度においても引き続き重要な政策課題となるものと認識しております。

今期、第56期の委員任期が令和7年4月30日で満了となり、第57期の委員のもとで来年度の最低賃金の審議が行われるわけですが、来年度も引き続き、委員に就任いただく委員の皆さんには、大変、重要で、かつ困難な審議をいただくことになると思いますが、どうぞ、よろしく願いいたします。

また、今期をもって退任される委員の皆様におかれましては、これまで長年にわたり滋賀地方最低賃金審議会を支えていただき、真摯なご審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

今後とも最低賃金審議をはじめ労働行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

#### ○平井会長

ありがとうございました。

これで、今年度の全ての審議が終了となります。

委員の皆様、円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。

これで、「第56期 令和6年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了いたします。お疲れ様でした。